

行政監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査の結果（令和2年2月5日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年4月12日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺	元	
同	中	野	信	吾

行 第 53 号
令和3年 3月29日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

令和元年度行政監査に係る1年後の措置状況について(通知)

令和元年度行政監査「補助金等の交付事務について」に係る1年後の措置状況について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

- 1 通知内容 別紙「監査結果についての措置状況報告書（1年後報告）」

監査結果に係る年度末の措置状況報告書

令和元年度行政監査「補助金等の交付事務について」

項目	監査結果
着眼点1	補助金等の交付目的や補助の基準は明確にされているか。
着眼点2	交付申請や実績報告に係る事務処理は適切に行われているか。
着眼点3	補助金等の使途について適切に審査されているか。
着眼点4	補助事業者等に対する調査は適切に行われているか。
着眼点5	補助金等の必要性や有効性について検証を行い、随時見直しが行われているか。

通No	項目	監査の意見	補助金等の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)	措置状況(改善・検討の結果)
1	着眼点1	公益性のある経費に対する補助であることが明らかとなるよう、補助対象経費を明確にするとともに、根拠案文を再確認し、必要に応じて規定の改正を行われた。	-	-	-	個別事項にて回答	
2	着眼点2	消費税等仕入控除額の取扱いの通知の運用について再検討するとともに、消費税等仕入控除額の取扱いについて、改めて全職員に周知徹底し、適正な運用を図られた。	-	財政部	財政課	消費税等仕入控除額について適正な運用となるよう、取扱いについて再度周知する。	令和2年3月19日、別添「市補助金の執行に係る消費税等仕入控除税額の取扱の徹底について(通知)」を全職員に通知し、周知徹底を図った。
3	着眼点3	要綱の規定は、補助内容の実態に即したものとし、適切に見直しを行われた。	-	-	-	個別事項にて回答	
4	着眼点4	交付要綱、交付規程等に財産の取扱いについて規定するとともに、その内容について補助事業者等に指導するよう、改められた。	-	-	-	個別事項にて回答	
5	その他	報償費で支出しているが、負担金補助及び交付金としての支出が適正であると考えられる事例があった。交付基準における算定の考え方や支出目的等を勘案し、10部の負担金補助及び交付金としての支出が適正であると考えられる奨励費については、歳出科目について、改めて検討された。	-	-	-	個別事項にて回答	

通No	項目	監査結果	補助金等の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)	措置状況(改善・検討の結果)
6	着眼点1 (1)	交付決定額算出の際の端数処理について規定がないもの	山形市地域集会所建築等事業補助金	総務部	広報課	来年度に向け、他の補助金に係る交付要綱の取扱いに合わせて、規則等の改正を行う。	令和2年度より、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる旨規則の改正を行った。
7	(2)	補助対象経費が明確でないもの	山形市農業後継者研修事業費補助金	農林部	農政課	令和2年度より、補助対象経費(研修費)の内容がより詳細に記載された書類を添付するよう求める。	令和元年度実績時より支出内訳を記載した報告を受けている。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、補助金申請がなかった。
8	着眼点2 (1)	財務会計の手引に沿った事務が行われていないもの	吉原地区公益事業費補助金	財政部	管財課	今後は交付決定時に補助目的及び交付の理由を記載し適切な事務処理を行っていく。	令和2年度の交付決定時に、「補助目的」を事業の内容として「自治会運営費及び財産維持管理等」と記載し、「交付の方法および理由」に、交付理由を「地域住民の公共・公益の用に供する施設の維持管理費や自治会の運営に要する経費に補助されること」を記載した。
9			平成30年度山形市移住給付金	企画調整部	企画調整課	交付決定を起案する際に、その都度財務会計の手引きを確認するよう留意する。	令和2年1月以降分から、交付決定時に、補助目的及び交付理由を記載している。
10			山形市高齢者外出支援事業費補助金	福祉推進部	長寿支援課	令和2年1月以降分から、交付決定(兼)額の確定時に補助目的及び交付理由を記載した。	令和2年1月以降分から、交付決定(兼)額の確定時に補助目的及び交付理由を記載した。
11			山形市身体障害者福祉協会運営費補助金	福祉推進部	障がい福祉課	今後、財務会計の手引きに記載のとおり、適正な事務処理を行っていく。	令和2年度より、財務会計の手引きに即して、交付決定時へ補助金の交付時期を記載した。
12			山形市児童健全育成クラブ連絡会補助金	こども未来部	保育育成課	令和2年度から交付決定時に補助目的及び交付理由について記載する。	令和2年度の交付決定時より、補助目的及び交付理由を記載した。
13			中心市街地賑わい創出支援事業費補助金(スプリングフェスティバル)	商工観光部	山形ブランド推進課	来年度以降、交付決定時に記載することとなっている事項について、適正な記載を行う。	令和2年度においては補助実績がなかったため、次年度以降について補助対象経費を明記することとし、適切な事務処理を行う。
14			蔵王通年観光推進事業費補助金	商工観光部	観光戦略課	来年度以降、交付決定時へ補助目的について記載し、適切な事務執行に努める。	令和2年度より、補助目的や補助対象経費の詳細を交付決定時に記載し、適切な事務執行に努めている。
15			初市開催費補助金	商工観光部	観光戦略課	来年度以降、交付決定時へ交付理由及び補助目的について記載し、適切な事務執行に努める。	令和2年度より、交付理由や補助目的、補助対象経費の詳細を交付決定時に記載し、適切な事務執行に努めている。
16			山形市観光協会補助金	商工観光部	観光戦略課	来年度以降、交付決定時へ交付理由について記載し、適切な事務執行に努める。	令和2年度より交付理由について交付決定時に記載しておりますが、補助対象経費の詳細については令和3年度より記載することとし、適切な事務執行に努めていく。

通 No	項目	監査の意見	補助金等の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)	措置状況(改善・検討の結果)	
17			山形市農業後継者研修事業費補助金	農林部	農政課	次年度より財務会計の手引きどおり交付決定同の記載事項を改める。	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響等により補助金申請がなかった。令和3年度からは対応できるよう準備を行っている。	
18			農業後継者及び認定農業者育成支援事業貸付金利子補給補助金	農林部	農政課	今年度下半期分より交付決定同に補助目的及び交付の理由を記載している。	令和元年度下半期分より交付決定同に補助目的及び交付の理由を記載している。	
19		イ	山形市職員厚生会補助金	総務部	職員課	来年度以降、交付決定書に記載することとなっている事項について、適正な記載を行う。	令和2年度より、交付決定書に記載することとなっている事項について、適正な記載を行った。	
20	山形市暴力のない明るい社会をつくる協議会補助金		市民生活部	市民課	当該年度当初に「財務会計の手引き」の変更等の有無を確認してから事務にあたる。また、変更内容等について複数人で確認を行う。	令和2年度より、「財務会計の手引き」を確認しながら事務にあたり、交付決定通知書を適正な様式に改めた。		
21	伝統的工芸産業後継者育成助成金		商工観光部	山形ブランド推進課	今後、交付決定書に記載することとなっている事項について、適正な記載を行う。	令和2年度より、交付決定書に記載することとなっている事項について適正に記載した。		
22	蔵王通年観光推進事業費補助金		商工観光部	観光戦略課	来年度以降、改正後の交付決定通知書の様式を使用し、適切な事務執行に努める。	令和2年度より改正後の交付決定通知の様式を使用し、適切な事務執行に努めている。		
23	初市開催費補助金		商工観光部	観光戦略課	来年度以降、改正後の交付決定通知書の様式を使用し、適切な事務執行に努める。	令和2年度より改正後の交付決定通知の様式を使用し、適切な事務執行に努めている。		
24	山形市農業後継者研修事業費補助金		農林部	農政課	次年度から、財務会計の手引きどおり、交付決定通知書の様式を改める。	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響等により補助金申請がなかった。令和3年度からは対応できるよう準備を行っている。		
25	山形猟友会運営費補助金		農林部	農村整備課	交付決定書の交付条件を見直し、適切な表記に改めたうえ、次年度から適用を図る。	令和2年度より、交付決定書の交付条件を適切な表記に改め、対応している。		
26	山形森林総合センター運営費補助金		農林部	森林整備課	来年度以降、「財務会計の手引き」とおり、「山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項の規定を遵守してください。」「山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。」「に改める。	令和2年度より、「財務会計の手引き」とおり、「山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項の規定を遵守してください。」「を「山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。」「に改めた。		
27	山形市産材利用拡大促進事業費補助金		農林部	森林整備課	来年度以降、「財務会計の手引き」とおり、「山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項の規定を遵守してください。」「を「山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。」「に改める。	令和2年度より、「財務会計の手引き」とおり、「山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項の規定を遵守してください。」「を「山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。」「に改めた。		
28	ウ		額の確定通知書に記載することとなっている事項(補助金等の交付請求方法は返納期限)の記載がないもの	山形市地域集会所建築等事業補助金	総務部	広報課	財務会計の手引きには記載事項として記述されているため、今後は、財務会計の手引きを確認し、様式に則った適正な事務処理を行う。	令和2年度より、財務会計の手引きの様に則り、額の確定通知書に補助金の交付請求方法を記載するよう改めた。
29		水道未給水区域給水施設運営費補助金	健康医療部	生活衛生課	額の確定通知書に記載することとなっている事項(補助金等の交付請求方法)について、財務会計の手引きを確認のうえ、R2年1月付で様式を修正し、対応している。	額の確定通知書に記載することとなっている事項(補助金等の交付請求方法)について、財務会計の手引きを確認のうえ、R2年1月付で様式を修正し、対応している。なお、令和2年度においても適正に記載された様式を使用している。		
30		山形市産材利用拡大促進事業費補助金	農林部	森林整備課	来年度以降、「財務会計の手引き」とおり、「補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。」「の一文を適正に記載する。	令和2年度より、「財務会計の手引き」とおり、「補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。」「の一文を適正に記載した。		
31		山形市立病院済生館保育所運営助成金	済生館	管理課	財務会計の手引きに則り、額の確定通知書に補助金の返納期限を記載する。	財務会計の手引きに則り、令和元年度より額の確定通知書に補助金の返納期限を記載した。		
32		(2)	ア	各課等が定めた交付規則等の手続きに沿って事務が行われていないもの	山形市地域集会所建築等事業補助金	総務部	広報課	来年度より、修繕に係る現状を踏まえ、屋根の塗装等の図面作成が行われないものについては、図面の提出を不要とする又は省略できる旨の規定を整備する。
33	山形市私立幼稚園教職員研修費補助金	こども未来部		保育育成課	令和元年度の補助金実績報告から、消費税等仕入控除税額報告書について提出するよう指導している。	令和元年度の補助金実績報告から、消費税等仕入控除税額報告書について提出するよう指導している。		
34		イ	補助金の交付決定取消に係る起案文書に、要綱の適用条項を誤って記載しているもの	山形市産材利用拡大促進事業費補助金	農林部	森林整備課	来年度以降、適用条項の誤りが無いよう、起案文書作成の都度、要綱の適用条項を確認のうえ適正に記載する。	令和2年度より、適用条項の誤りが無いよう、起案文書作成の都度、要綱の適用条項を確認のうえ適正に記載している。
35	(3)	交付決定日より前に事業を着手しているもの	山形市地域集会所建築等事業補助金	総務部	広報課	来年度より交付申請書の提出期限とともに、交付決定前に事業着手することのないよう、補助対象団体への周知を図る。	令和2年度より、補助事業者等に交付申請書を送付する際、交付決定前に事業着手することのないよう、周知徹底を図った。	
36	(5)	市補助金の執行に係る消費税等仕入控除税額の取扱いについて(平成30年3月14日付 財政課長通知)、適正に事務手続が行われていないもの	伝統的工芸産業後継者育成助成金	商工観光部	山形ブランド推進課	R2年2月付で交付要綱の一部を改正し、消費税等仕入控除税額の取扱いについて規定した。今後は、適正に事務手続を行う。	令和2年2月付で交付要綱の一部を改正、消費税等仕入控除税額の取扱いについて規定し、適正な事務手続を実施した。	
37		蔵王通年観光推進事業費補助金	商工観光部	観光戦略課	今後、裁決文書や交付決定通知書へ消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載し、適切な事務執行に努める。	令和元年度分補助金の額の確定起案より、財政課からの通知を参考に、消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載し、適切な事務執行に努めている。		
38		初市開催費補助金	商工観光部	観光戦略課	今後、裁決文書や交付決定通知書へ消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載し、適切な事務執行に努める。	令和元年度分補助金の額の確定起案より、財政課からの通知を参考に、消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載し、適切な事務執行に努めている。		
39		山形市観光協会補助金	商工観光部	観光戦略課	今後、裁決文書や交付決定通知書へ消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載し、適切な事務執行に努める。	令和元年度分補助金の額の確定起案より、財政課からの通知を参考に、消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載し、適切な事務執行に努めている。		

通 No	項目	監査の意見	補助金等の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)	措置状況(改善・検討の結果)
40			山形森林総合センター運営費補助金	農林部	森林整備課	今後、決裁文書や交付決定通知書に、消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載する。	令和2年度より、決裁文書に消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載した。なお、補助事業者は消費税等を除外して算出した補助金額で申請している。
41	(6)	団体に対する支払い方法等が不適切であるもの	山形市市民活動支援基金公開プレゼンテーションによる補助金	企画調整部	企画調整課	団体名義(任意団体の場合は、団体名を冠した代表者名義)以外は補助金の振込を行わないことを確認するとともに、今後、補助金の申請時に当該団体の通帳の背表紙の写しを求める等の検討を行うこととする。	令和2年度より、団体名義以外に振込は行わないこととした。
42			消防団員研修報償費	消防本部	総務課	今年度下期から、支払い決定に基づき分団等へ口座振替している。	令和元年度下期分(10月～3月分)より、分団等の口座へ振込みによる支払いを行っている。
43	(1)	交付要綱で定められた期限内に実績報告書が提出されていないもの、または期限内の提出であるか確認できないもの	平成30年度山形市移住給付金	企画調整部	企画調整課	今年度の要綱上、「登記した日から30日を経過する日又は令和2年3月29日のいずれか早い日」としている実績報告書の提出期限を、来年度の要綱では、「登記した日から30日を経過する日」は削除することとする。	令和2年度の要綱制定の際に、提出期限日の設定について見直しを図った。
44			ごみ集積所設置等補助金	環境部	廃棄物指導課	事業完了予定日及び事業完了日を確認できるようにするため、要綱の一部改正(令和2年3月上旬予定)を行い、補助金申請書に事業完了予定日、実績報告書に事業完了日の記入欄を設ける。	要綱の一部改正(令和2年3月2日施行)を行い、補助金申請書に事業完了予定日、実績報告書に事業完了日の記入欄を設け、実績報告書が期限内の提出であるか確認できるようにした。
45			山形市産材利用拡大促進事業費補助金	農林部	森林整備課	来年度以降、HP及びパンフレットに補助事業完了の日を明示するとともに、実績報告書の期限を遵守するよう補助対象者に対して適切に指導する。	令和2年度より、HP及びパンフレットに補助事業完了の日を明示した。
46	(2)	実績報告書に補助対象外経費が含まれているもの	山形市私立幼稚園教職員研修費等補助金	こども未来部	保育育成課	消耗品の補助対象の判断は、幼児教育に係るものは対象、経常的なものは対象外としている。今回の実績報告書に記載されているものは幼児教育に係る消耗品であると解釈しているが、基準が不明確であるため、明確な基準について検討していく。	令和2年度から、消耗品の補助対象基準を「消耗品の購入は、教材・教具に限る。」と見直し、明確化した。
47	(3)	具体的な便途が確認できないもの	消防団員研修報償費	消防本部	総務課	来年度以降、活動実績報告及び決算報告(各所属)を提出するよう消防団(各分団等所属)あて指導する。	令和2年度より、「山形市消防団育成奨励費及び研修報償費支給等に関する基準」を定め、基準に基づき事業報告書及び決算報告書を翌年度6月末日まで提出するよう消防団(各分団等所属)あて指導した。
48	(1)	交付要綱等に、補助事業等により取得した財産について、財産処分の制限の規定がなく補助事業者等に対して財産に関する管理等について指導をしていないもの	山形市地域集会所建築等事業補助金	総務部	広報課	来年度に向け、他自治体の補助規定及び本市の財産処分の制限規定との均衡等を勘案し、総務課及び行政経営課等と協議の上、事務取扱要領を改正する。	当該補助事業により取得する財産は不動産であり、その処分制限については、既に山形市補助金等の適正化に関する規則第18条に規定されているため、事務取扱要領等の改正は行わない。
49			平成30年度山形市移住給付金	企画調整部	企画調整課	来年度の制度を検討する際に、取得した財産に関する財産処分の制限の規定や対象者に対して財産に関する管理等について指導に関する事項について検討を行うこととする。	財産処分の制限自体については、既に「山形市補助金等の適正化に関する規則」で規定されていることを考慮し、補助要綱の改正は行わないこととした。なお、当補助金については、令和2年度まで廃止予定であるが、今後、同様の補助事業の実施に当たっては、妥当な処分制限期間の設定を検討する。
50			蔵王通年観光推進事業費補助金	商工観光部	観光戦略課	来年度より、決裁文書や交付決定通知書へ財産処分の制限について記載し、適切な事務執行に努める。	令和2年度より財産処分の制限について交付決定通知書に記載しているが、決裁文書への記載については令和3年度より記載することとし、適切な事務執行に努めていく。
51			山形市産材利用拡大促進事業費補助金	農林部	森林整備課	次年度以降の補助要綱に、山形市産材利用拡大促進事業費補助金交付要綱の補助対象者適用条項に「15年以上居住すること」を追加する。	当該補助事業により取得する財産は不動産であり、その処分制限については、既に山形市補助金等の適正化に関する規則第18条に規定されているため、事務取扱要領等の改正は行わない。なお、令和2年度より、交付決定通知書の「交付の条件」欄に「山形市補助金等の適正化に関する規則第18条に基づき、事業完了後に補助金の交付に係る戸建て住宅を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付ける場合は、市長の承認が必要となりますのでご注意ください。」と記載した。
52			住宅リフォーム総合支援事業費補助金(市補助)	まちづくり政策部	建築指導課	次年度以降の補助要綱に、処分制限の対象となる財産の範囲及び処分制限期間について規定する。	当該補助事業により取得する財産は不動産であり、その処分制限については、既に山形市補助金等の適正化に関する規則第18条に規定されているため、事務取扱要領等の改正は行わない。なお、令和2年度より、交付決定通知書へ財産処分についての記載を行うことにより、補助事業者等に指導、周知を行った。
53	(1)	補助金等の見直しについて検討が必要なもの	山形市農業後継者研修事業費補助金	農林部	農政課	補助対象内容やその範囲、また他の補助金との整合性を回りながら令和2年度に検証する。	農業者の高齢化や担い手不足が進行する中で、効率的な農業経営を行っていく事は今後さらに重要となってくる。そのような状況で、これからの山形市の農業を担っていく若い青年農業士はスマート農業等の先進事例や成功事例を研究し、農業経営に生かしていく事が必要であり、その支援が重要である。当該補助金はその目的に資するものであるため、継続していくこととする。
54			山形市高齢者外出支援事業費補助金	福祉推進部	長寿支援課	補助金等の見直しについては、公共交通全体の見直しの中で検討していく。	補助金の見直しについては、ICカードの導入状況を確認し、引き続き検討していく。
55			山形市運転免許証自主返納者タクシー券交付事業	福祉推進部	長寿支援課	補助金等の見直しについては、公共交通全体の見直しの中で検討していく。	山形市高齢者外出支援事業における運転免許証返納者への補助との公平性を確保する観点から見直しを行った結果、令和3年度より、交付額を5千円から2万円に増額する。なお、高齢者の効果的・効率的な外出支援の在り方については、当該見直しの効果も検証しながら、引き続き検討する。

教（管）第405号

令和3年3月24日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

行政監査の措置状況について（通知）

令和3年2月5日付け監第128号で通知のありました令和元年度行政監査の結果に係る1年後の措置状況について、別紙のとおり通知します。

監査結果に係る年度末の措置状況報告書
令和元年度行政監査「補助金等の交付事務について」

項目	監査結果
着眼点1	補助金等の交付目的や補助の基準は明確にされているか。
着眼点2	交付申請や実績報告に係る事務処理は適切に行われているか。
着眼点3	補助金等の使途について適切に審査されているか。
着眼点4	補助事業者等に対する調査は適切に行われているか。
着眼点5	補助金等の必要性や有効性について検証を行い、随時見直しが行われているか。

通No	項目	監査結果	補助金等の名称	担当部	担当課	R元年度末の回答	措置見込(改善・検討の結果)	
1	着眼点1	(3) 条例には交付対象事業として規定されているが、交付規程には該当する交付対象事業として規定されていないもの	無形民俗文化財後継者育成費補助金(豊烈打毬保存会)	教育委員会	社会教育青少年課	交付規程を改正し、条例第38条について交付対象事業として規定する。	令和2年4月1日付け告示第65号により、山形市文化財保護事業補助金交付規程を改正した。	
2	着眼点2	(1) 財務会計の手引に沿った事務が行われていないもの	交付決定時に記載することとなっている事項が記載されていないもの	無形民俗文化財後継者育成費補助金(豊烈打毬保存会)	教育委員会	社会教育青少年課	補助対象事業及び補助対象経費について整理し、令和2年度の交付決定日より確実に記載する。	令和2年度の交付決定日より、補助対象事業及び補助対象経費を記載した。なお、令和2年度は豊烈打毬保存会より申請が無かったため、他の補助金交付団体の申請において記載した。
山形市青少年育成市民会議運営費補助金(豊烈打毬保存会)				教育委員会	社会教育青少年課	補助対象事業及び補助対象経費について整理し、令和2年度の交付決定日より確実に記載する。	令和2年度の交付決定日より、補助対象事業及び補助対象経費を記載した。	
山形県スポーツ振興21世紀協会事業費補助金				教育委員会	スポーツ保健課	R2年度より交付決定日以前に対象事業及び対象事業経費を明記するよう改善する。	R2年度より交付決定日以前に対象事業及び対象事業経費を明記するよう改善した。	
文化活動全国大会等出場奨励費				教育委員会	学校教育課	支出決定日の決裁後に支出命令書を起案する。	支出決定日の決裁後に支出命令書を起案する。	
6	着眼点2	(5) 市補助金の執行に係る消費税等仕入控除税額の取扱いについて(平成30年3月14日付 財政課長通知)、適正に事務手続が行われていないもの	山形市学校法人等補助金	教育委員会	学校教育課	市補助金の執行に係る消費税等仕入控除税額の取扱いについての通知に従って対応する。	市補助金の執行に係る消費税等仕入控除税額の取扱いについての規定を追加し、山形市学校法人等補助金交付規則を改正する。	
7			山形県スポーツ振興21世紀協会事業費補助金	教育委員会	スポーツ保健課	直近の消費税等仕入控除税額を報告いただくとともに、R2年度より交付決定日及び交付決定通知へ消費税等仕入控除税額の取り扱いを明記するよう改善する。	直近の消費税等仕入控除税額を報告いただき、R2年度より交付決定日及び交付決定通知へ消費税等仕入控除税額の取り扱いを明記するよう改善した。	
8			(7) 支払先に検討を要するもの	文化活動全国大会等出場奨励費	教育委員会	学校教育課	直接携わっている団体または個人への支出先を検討する。	出場する個人から委任を受けた学校長に対し支給することとした。
9	着眼点2	(6) 実績報告書が、事業終了後速やかに提出されていないもの	山形市青少年育成市民会議運営費補助金	教育委員会	社会教育青少年課	事業終了後速やかに事業報告書を提出するよう、事業者に指導する。	事業者に指導した上で、令和元年度実績報告書については速やかに提出された。	
10			(9) 負担金補助及び交付金としての支出について検討が必要なもの	文化活動全国大会等出場奨励費	教育委員会	学校教育課	負担金補助及び交付金としての支出を検討する。	出場する個人に対する奨励を目的としているため、報償費の本質に沿うよう交付基準を見直す。
11	着眼点3	(4) 大会参加の実績について確認していないもの	文化活動全国大会等出場奨励費	教育委員会	学校教育課	出場前に概算払いで交付し、終了後に実績報告書の提出を受けるよう、事務処理の流れを検討する。	出場前に概算払いで交付し、終了後に実績を確認の上精算するよう事務処理の流れを見直す。	
12	着眼点4	(1) 交付要綱等に、補助事業者等により取得した財産について、財産処分等の制限の規定がなく補助事業者等に対して財産に関する管理等について指導をしていないもの	山形市学校法人等補助金	教育委員会	学校教育課	補助事業者が補助により取得した財産について、財産処分等の制限の規定を定め規則を改める。	財産処分等の制限についての規定を追加し、山形市学校法人等補助金交付規則を改正する。	
13	着眼点4	(2) 補助事業者等に対して、事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類の整備保管について、指導をしていないもの	無形民俗文化財後継者育成費補助金(豊烈打毬保存会)	教育委員会	社会教育青少年課	令和元年度補助金実績報告書より、収支精算書に係る団体の会計決算書、出納簿、領収書等の写しの提出を求める。	令和元年度の補助金実績報告書より、団体内の会計監査を経た収支精算書の提出を受けた。引き続き、出納簿、領収書等補助金関係書類の整備・保管について指導を行う。	